

改正

平成24年7月2日告示第166号

平成25年3月26日告示第52号

平成27年12月28日告示第255号

佐野市不妊治療費補助金交付要綱

佐野市不妊治療費補助金交付要綱（平成18年佐野市告示第66号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策の推進を図るため市が交付する不妊治療費補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において「不妊治療」とは、医師が夫婦の一方又は双方を不妊症と診断し、その治療（夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供を受けたもの及び妻以外の女性を妊娠させるものを除く。）を行うことをいう。

2 この告示において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2）船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- （4）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （5）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- （6）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、**国内の医療機関で不妊治療を受けた者（夫婦の双方が不妊治療を受けたときは、夫婦の一方とする。以下同じ。）**で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1）婚姻していること。
- （2）不妊治療を受けた者及びその配偶者（以下「不妊治療者等」という。）が第5条の規定による申請の日（以下「申請日」という。）まで引き続き1年以上市の住民基本台帳に記録されていること。
- （3）不妊治療者等が医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること。
- （4）**申請日の属する年の前年（申請日が1月から5月までに属するときは、前々年）の不妊治療者等の所得の額（児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定により計算した所得の額をいう。以下同じ。）の合計が730万円未満であること。**
- （5）不妊治療者等が佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）、佐野市都市計画税条例（平成17年佐野市条例第64号）又は佐野市国民健康保険税条例（平成17年佐野市条例第65号）の規定により課された全ての市税（以下「市税」という。）に滞納がないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、不妊治療に係る保険適用外の医療費の2分の1の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、15万円を限度とする。

2 国若しくは栃木県の制度又は医療保険各法の規定に基づく保険者若しくは共済組合の定めにより不妊治療に係る保険適用外の医療費に対する給付があるときは、不妊治療に係る保険適用外の医療費の額から当該給付額に相当する額を控除した額を不妊治療に係る保険適用外の医療費とする。ただし、当該給付の申請を行わない者は、この限りでない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、不妊治療費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合においては、医療機関が発行する不妊治療費の領収書を提示しなければならない。

（1）夫婦であることを確認できる書類（ただし、市の住民基本台帳の記録により夫婦であることを確認できる場合は、省略する。）

（2）不妊治療費受診等証明書（別記様式第2号）

（3）医療機関が発行する不妊治療費の領収書の写し

（4）住民基本台帳の記録、所得の額及び市税の納付状況の確認に係る同意書（別記様式第3号）

2 前項の規定による申請は、不妊治療者等において1年度につき1回（次項ただし書の規定に該当する場合は、2回まで）とし、5回を限度とする。

3 第1項の規定による申請の期限は、一の不妊治療が終了した日の属する年度の末日までとする。ただし、当該期限に申請をすることができないやむを得ない理由があると市長が認めるときは、一の不妊治療が終了した日の属する年度の翌年度の末日までに申請することができる。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは不妊治療費補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、補助金を交付しないことと決定したときは不妊治療費補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知する。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により補助金を交付することと決定したときは、速やかに、当該決定を受けた者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に受けた不妊治療に係る補助金の交付の申請をしていない者は、この告示による改正後の第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までに当該補助金に係る交付の申請及び平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に一の不妊治療が終了するものに係る補助金の交付の申請を行うことができる。

3 この告示による改正後の佐野市不妊治療費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に

申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年7月2日告示第166号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月26日告示第52号）

（施行期日）

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の佐野市不妊治療費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に受ける不妊治療について適用し、同日前に一の不妊治療が終了したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日告示第255号抄）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

（佐野市不妊治療費補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置）

18 この告示の施行の際現に提出されている第9条の規定による改正前の佐野市不妊治療費補助金交付要綱別記様式第1号による不妊治療費補助金交付申請書（次項において「旧様式」という。）は、同条の規定による改正後の佐野市不妊治療費補助金交付要綱別記様式第1号による不妊治療費補助金交付申請書とみなす。

19 この告示の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号（第5条関係）

別記様式第2号（第5条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

別記様式第4号（第6条関係）

別記様式第5号（第6条関係）